

## 第3章

# 地方創生と男女共同参画の推進 漁村女性の現状と支援を中心に

飯島 絵理

### 1 問題の所在と本稿の目的

近年の重要な施策の1つとなっている女性活躍推進は、経済政策を主な目的とし、地域においては地方創生の有効な手立てとして位置づけられている。本稿では、地域や経済の活性化の戦略として推進されるこの女性活躍にかかわる施策を、男女共同参画の推進にさらに結びつけるための方向性を検討し、地方公共団体や男女共同参画推進拠点等の公共機関の役割と課題を明らかにすることを目的とする。具体的な分野として、男女格差が大きく、その是正に向けた取組みが他分野に比べて十分に進んでいない漁業分野に焦点をあて、早くから女性に特化した農山漁村の支援を展開している山口県の事例を取り上げて考察する。

2010年代前半から推し進められてきた女性活躍に関する施策は、女性の社会参画を促進し、男女共同参画を推進する追い風となってきた。しかしながら、施策が取り組まれてきた経緯からすると、女性活躍推進は経済政策であり、男女共同参画施策とはめざす目標が異なることに留意する必要がある(飯島2017)。先行研究においても、女性活躍に関する施策については、「女性の力を日本の経済活動にどう活用するかという視点で作られ、政策へのジェンダー主流化ではなく、さらに人権の視点も弱い」(橋本2016: 53-54)

といった成長戦略の手段として取り組まれることに対する批判がある。一方で、女性活躍推進法におけるポジティブ・アクションの義務づけや改善サイクルの確立等に対する評価（皆川2016；黒岩2016）等、ジェンダー平等の視点から、批判と評価の両面の議論がなされている。

また鹿嶋（2017）は、女性活躍推進は「男女共同参画社会の形成」という最終目標にとっての「手段」であるとしている。しかし、鹿嶋も説明するように、「女性活躍だけを主流化してもゴールの男女共同参画社会の形成には至らない」（p.70）。女性活躍推進は、経済政策の手段となっているのが現実であり、男女共同参画社会の形成のための手段であるとしても、その一部でしかない。つまり、経済政策に直接的にかかわりのない男女共同参画推進の要素は取組みから除外されるか、あるいは優先度が低くなっている。地方公共団体では、現在注力されている女性活躍推進にかかわる業務と、従来の男女共同参画に関連する業務の位置づけは様々であるが<sup>1)</sup>、担当者が男女共同参画社会をめざすためには、女性活躍推進を単に手段として認識するよりも、目標が異なることからくる視点の違いに意識的になることが必要となるだろう。

国立女性教育会館では、2015・2016年度に、急速に広がる女性活躍推進の取組の現状と課題を把握するための調査研究を実施した<sup>2)</sup>（国立女性教育会館編2016、2017）。この調査研究の結果を踏まえ、筆者は『NWEC実践研究』第7号において、「女性活躍推進」と「男女共同参画の視点」の関係性を考察し、男女共同参画の推進は、男女の格差や人権の侵害を問う取組をとまなうものであり、視点の軸は、個人のエンパワーメントにあること、したがって、めざす社会の形成も多様な個々の女性のエンパワーメントが基礎にあることを確認した（飯島2017）。

地域においては、女性活躍推進法に基づく「地域女性活躍推進交付金」等による取組みの加速が進みつつある。本稿において漁業分野を取り上げるのは、1つには、人口減少や高齢化の傾向が著しい農村漁村の活性化は地方創生の要の1つであるため、女性は、6次産業化等の担い手として期待されて

おり、地域差はあるものの農林水産分野における女性活躍推進の取組みが進められていることがある。もう1つには、しかしながら、それらは主に女性農業者に対する支援であり、農業分野に比べ、漁村女性の支援は不十分であり、その現状も明らかにされていないためである。農業に携わる女性の起業等についての研究や事例紹介は散見されるが、漁業女性について取り上げたものは少ない。また、漁業分野においては、男女共同参画の視点からは不可欠である女性の意思決定過程への参画が特に進んでいないという大きな課題がある。

以上のようなことから、本稿では、個人のエンパワーメントや意思決定過程への参画といった男女共同参画の推進のために必要な視点に着目しつつ、漁業分野の現状と課題を把握し、女性活躍推進の施策による追い風を活かして男女共同参画を推進する方策を検討することを試みる。次節ではまず、漁業分野における女性活躍推進と男女共同参画にかかわる施策の位置づけや方向性を確認する。第3節では、漁村女性や漁協女性部の現状や課題を概観する。第4節では、漁村女性へのきめ細かな支援を行っている山口県の事例を取り上げ、その特色を整理する。最後に、前節で示した事例をもとに、女性活躍推進の取組みを男女共同参画の視点を踏まえて実効性のあるものにするための公共機関の役割と課題について検討する。

## 2 漁業分野における女性活躍推進および男女共同参画推進の施策

本節では、女性活躍推進と男女共同参画の2つの施策の内容について、漁業分野を中心に見ていくこととする。

国による女性活躍推進施策は、2012年頃から、経済政策の戦略として強く位置づけられるようになってきている。2012年6月策定の「女性の活躍推進による経済活性化」行動計画（女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議2012）には、「我が国経済社会の再生に向け、日本に秘められている潜在力の最たるものこそ『女性』であり、経済社会で女性の活躍を促進する

ことは、減少する生産年齢人口を補うという効果にとどまらず、新しい発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化させる力となる。」(p. 1)とあるように、経済政策を目的とした「手段」として、女性活躍推進が明確に位置づけられている。なお、この計画での農林水産省を担当府省とする取組みは、農業にかかわる記述に限られている(方針決定への企画・立案段階からの参画の促進、女性農業経営者の支援・ネットワークづくり等の推進)。

女性活躍推進にかかわる施策は、以降、政権が交代した後も、国の成長戦略の中核に位置づけられている(飯島2017)。2014年10月には、内閣にすべての国務大臣を本部員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され<sup>3)</sup>、「すべての女性が輝く政策パッケージ」が取りまとめられた。当本部において2015年から年1回策定されている「女性活躍加速のための重点方針」(すべての女性が輝く社会づくり本部 2015、2016、2017)を見ると、農林水産分野の記述が、徐々に具体的、個別的になっている。2015年は農業分野のみ(農業委員、農業協同組合の役員等に占める女性割合の増加、女性農業経営者のネットワークの強化等)であったが、2016年には農林水産分野に共通する取組み(女性リーダー育成、職場環境の整備等)と農業分野の取組み(農業法人等の取組の推進)、そして2017年に初めて漁業分野に特化した記述が含まれるようになってきている。この中では、「漁村女性や女性漁業者が中心となって取組む特産品の加工開発、直売所や食堂の経営等の実践活動の支援や、実践活動に向けた研修会や優良事例の成果報告会の開催等の支援等、漁業・水産業の分野における女性を中心とした活動や男女共同参画による活動の企画立案、地域での実践、成果の公表等のあらゆる場面において支援を行い、漁村地域における女性の活躍を推進する」とあり、主に6次産業化にかかわる活動と成果報告の支援が示されている。一方、農業分野にあるような意思決定過程への参画については言及されていない。また、2016年4月には、男女共同参画社会基本法の基本理念に則った「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が施行されたが、これは事業主の行動

計画の策定・公表等の義務づけ等が主な目的となっており、基本方針にも「女性の参画が少ない分野での就業支援」の項目に農林水産業がわずかに触れられているのみである。

これに対し、男女共同参画の推進にかかわる施策として、基本計画を確認しておきたい。「男女共同参画社会基本法」施行翌年の「男女共同参画基本計画」（2000年12月閣議決定）では、「4 農山漁村における男女共同参画の確立」の項に、「農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の運営に女性の意思を反映させるため、役員や農業委員への女性の登用や方針決定過程への参画を促進する」と示されており、この農林水産分野に共通した意思決定過程への女性の参画の推進については、第4次男女共同参画基本計画（2015年12月閣議決定）までの各計画において掲げられている。また、「固定的な性別役割分担意識の是正」や「女性の経済的地位の向上」も、すべての計画を通しての取組みとなっている。「男女共同参画基本計画」から「第3次男女共同参画基本計画」（2010年12月閣議決定）では、「『個』としての主体性の確保」という表現が使われ、「農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自分で設計・実現していくことができるようにする」ための支援の必要性が示されている<sup>4)</sup>。この「『個』としての主体性の確保」は、先に述べた個人のエンパワーメントのための重要な概念であり、固定的な性別役割分担意識が根強い地域においては特に大切であろう。

「第3次男女共同参画基本計画」（2010年12月閣議決定）の第6分野「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進」では、「林業者や漁業者にも家族経営協定の普及推進を図る」「女性認定農業者や女性指導農業者、女性指導漁業者等の育成を図る取組を展開するとともに、融資、税制等経営参画に係る知識の普及等を推進する」「漁家経営の改善を図るため、起業的取組を行う漁村女性グループの取組を支援し、優良な取組の全国への普及を図る」といった漁業分野についての具体的な施策が複数挙がっている。ただ、第3次の基本計画から設けられている各分野の成果目標としては、4次の基本計画（2015年12月閣議決定）とともに、「農業委員に占める女性の割合」と

「農業協同組合の役員に占める女性の割合」及び分野を特定しない「家族経営協定の締結数」に限られており、漁業分野に関する具体的な成果目標は設定されていない。

次に、水産基本法（2001年6月制定）では、第28条に「女性の参画の促進」として、「国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の水産業における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって水産業及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする」と示されている。翌年の2002年から5年ごとに策定されている「水産基本計画」にも毎回「女性の参画の促進」の項目が設定され、漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動の支援・促進について講じている。2007年策定の計画からは「漁業協同組合の役員への登用等の具体的な参画目標の設定及びその達成に向けた普及啓発を推進する」という役員登用への記述がなされているが、2012年策定の計画では「政府の男女共同参画に関する目標の達成に向け、漁協系統組織における女性役員の登用についての自主的な目標設定及びその達成に向けた普及啓発等の取組を推進する」、2017年策定の計画では、「漁村・水産業分野の特性を踏まえつつ、政府の第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）に関する目標の達成に向け、漁協系統組織における女性役員の登用についての自主的な目標設定及びその達成に向けた普及啓発等の取組を推進する」と、「自主的」な取組みとする記述に留まっている。

以上の施策の検討、比較から、①女性活躍推進は、農業分野の取組が中心ではあるが直近の重点方針には漁村女性の活動支援についても言及されていること、②男女共同参画の施策には、政策・方針決定過程への参画や「個」としての主体性の確保、固定的な性別役割分担意識の是正等が初回の基本計画策定時から含まれていること、しかしながら、農業分野とは異なり、役員登用等の具体的な成果目標は設定されていないこと、また、③水産基本法や水産基本計画は、男女共同参画の理念に則って活動支援や役員登用について

記載されているが、役員登用は自主的な取組みに委ねられていること等が確認された。

### 3 漁業分野における女性の現状

次に本節では、漁村女性及び漁業協同組合（以下、漁協）女性部の現状について見ていきたい。

漁家の女性の多くは、漁協女性部に所属して活動してきた。漁協女性部は、1950年前後に漁家の生活と営漁の計画化をめざして、漁協の信用事業と連携した貯蓄推進運動を発端として全国に広がった<sup>5)</sup>。2017年4月1日現在、全国670組織に部員35,960人が加入して活動している（全国漁協女性部連絡協議会2017）<sup>6)</sup>。なお、女性部の組織数の最多は1987年の1,415組織、部員数の最多は1961年の226,664人であり、ピークと比べるとかなり減少していることがわかる（藤田2016）。これらの減少は、女性部特有の課題ではなく、人口減少や高齢化による漁村の過疎化や漁獲量の減少、漁業者の減少等と連動しており、漁業分野全体の共通する課題である。しかし一方で、女性部に所属しない若い女性や、漁家であっても漁業以外のパートタイムの仕事に就く女性も増えており、部員減少への対処の1つとして、このような女性たちに活動の魅力を伝え、加入者を増やすための工夫も必要となっている。このような女性の生活の多様化とも関連することとして、小泉・山下（2011）は、かつては半強制的であった加入が、今では任意となっていることも、部員の減少と高齢化に影響していると分析している。また、一世帯につき部員1名という慣習も、部員加入を増やす妨げとなっている。

漁協女性部の活動は、上述の貯蓄推進活動から、天然原料使用の石けんの普及活動や海浜清掃活動、植樹活動、体験教育活動等の環境保全及び魚食普及活動や水産物加工、食堂事業等の水産物の消費拡大に広がり、生活や環境、教育、経済活動等、多様な領域にわたって漁協や漁村全体にとって重要な役割を果たしてきた（田口2017）。前節で示したように、近年は第6次産業化

I 女性活躍と地方創生

にかかわる女性の活動とその支援も活発になっており、市場に出回らない低利用・未利用魚の加工品開発・販売や食堂経営等、地域の経済活動への貢献度もさらに高まっていると考えられる<sup>7)</sup>。

漁業分野における男女共同参画の視点からの重要な課題は、このような地域への多大な貢献にもかかわらず、漁村女性たちは、漁村における意思決定過程にはほとんど参画していないことにある。さらに、統計上の「漁業就業者」は、「海上作業」の従事者を指す<sup>8)</sup>ため、漁獲に直接かかわらない陸上の作業を行う女性は、漁村の構成員でありながら漁業に携わる者としてカウントされず、見えない存在とされてきた<sup>9)</sup>(中道2008b)。

意思決定に参画できない要因として、漁業者の代表的組織であり、漁業権の所有・管理と経済事業の実施の役割を持つ漁協の正組合員に、女性が非常に少ないことがある。漁協において政策・方針決定過程に参画するためには、

表1 2015年度 漁業協同組合役員数

	常勤理事		非常勤理事		常勤監事		非常勤監事		合計			調査組合数	
		うち 女性 (人)		うち 女性 (人)		うち 女性 (人)		うち 女性 (人)		うち 女性 (人)	女性 割合 (%)		うち 女性 役員 がいる 組合数
全国計	423	5	6,633	20	15	-	2,466	25	9,537	50	0.52	948	42
岩手	11	-	204	-	-	-	75	2	290	2	0.69	24	1
福島	5	-	52	-	-	-	12	1	69	1	1.45	5	1
茨城	3	-	115	1	-	-	33	-	151	1	0.66	14	1
千葉	14	-	223	1	-	-	78	-	315	1	0.32	31	1
神奈川	4	-	153	2	-	-	55	1	212	3	1.42	24	3
富山	1	-	94	1	-	-	29	-	124	1	0.81	10	1
福井	5	-	119	1	-	-	39	2	163	3	1.84	13	2
三重	13	-	119	-	-	-	43	1	175	1	0.57	18	1
滋賀	1	-	147	-	-	-	55	2	203	2	0.99	26	2
和歌山	12	-	156	1	1	-	57	-	226	1	0.44	22	1
広島	15	-	358	2	-	-	147	5	520	7	1.35	58	4
山口	7	-	101	1	1	-	37	1	146	2	1.37	15	2
徳島	5	-	198	2	-	-	80	2	283	4	1.41	33	2
香川	5	1	258	-	-	-	92	-	355	1	0.28	36	1
愛媛	48	-	367	3	-	-	138	1	553	4	0.72	53	3
高知	9	1	148	1	-	-	53	2	210	4	1.90	21	4
長崎	55	3	477	1	2	-	184	1	718	5	0.70	68	5
熊本	8	-	278	-	-	-	100	1	386	1	0.26	37	1
宮崎	10	-	126	3	-	-	56	-	192	3	1.56	20	3
鹿児島	7	-	296	-	-	-	111	2	414	2	0.48	47	2
沖縄	20	-	224	-	-	-	96	1	340	1	0.29	35	1

出典：水産庁「平成27年度水産業協同組合統計表」より作成

注1：女性役員がいる都道府県のみ記載

注2：「-」は0人（該当者なし）または不明を示す



正組合員である必要があるが、漁獲権利との関係から、通常、組合員は一户に1名に限られており、結果として男性が組合員になっている（中道2008a; 副島2008）。漁協女性部は、漁協の組合員でなくても加入できるため、ほとんどの女性は、漁協女性部のみに所属して活動を行っている。「平成27年度水産業協同組合統計表」（都道府県知事認可の漁業協同組合の職員に関する一斉調査）によると、2015年の正組合員数（144,305人）に占める女性組合員（8,071人）の割合は、5.59%となっている（調査組合数948）。また、表1に示すように、漁協の役員数も極めて少なく、役員全体に占める女性の割合は、0.52%（9,537人のうち50人）<sup>10)</sup>、女性役員がいる組合数は、調査組合数948のうち42（4.43%）となっている。都道府県別に見ると、調査組合数が1以上の都道府県40<sup>11)</sup>のうち、約半数の19都道県はすべての組合に女性役員がおらず、女性役員がいる21県も、組合数としては多くて5、女性役員の割合は、1%前後に留まっている。

以上のような漁村女性や漁協女性部の状況を踏まえ、全国漁協女性部連絡協議会では、2016・2017年度には、男女共同参画の推進と部員の高齢化・減少対策を重点項目と位置づけて活動している。男女共同参画の推進としては、各漁協の役員と女性部役員との懇談会実施の推進や、各漁協・漁連・信漁連の理事会、総会への女性代表の出席の要望等、女性の意思決定過程への参画に向けた段階的な取組みを行っている。部員の高齢化・減少対策としては、「JF全国女性連フレッシュ・ミズ部会」を立ち上げ、各都道府県の漁協女性部連絡協議会から推薦された50歳以下の部員が交流し、力量形成する機会をつくるほか、一世帯で複数の女性の加入を推奨するなどの活動を行っている（全国漁協女性部連絡協議会2017）。

前節で見たように、女性の役員登用の推進は施策としても挙がってはいるが、表1に示したとおり、現状は極めて厳しく結果が出ていない。漁協女性部による女性からの働きかけや、伝統的な性別役割分担の慣習が根強く残る漁協等の各組織による「自主的」な取組みに任せていたのでは到底、進まないことが想像できる。重茂漁業協同組合女性部部长であり岩手県漁業協同組

合女性部連絡協議会会長でもある盛合（2013）は、震災後の漁業とコミュニティの復興に向けて、女性の意思決定過程への参画の現状について、次のように述べている。

女性の労働なしには漁業は成り立たない。それはみんな分かっている。しかしそのことが、漁業のあり方、復興のあり方に関して女性の意見を聞くということにはつながらない。私たち漁協女性部は、県や市、重茂の催し物に参加し、活動していますが、あくまでも漁協の下部組織という位置づけです。ですから、私は漁協女性部部长、漁協女性部連絡協議会会長という役職にありますけれど、漁協の方針決定の場には出席することはまずありません（p.71）。

地域における様々な領域の実践において女性たちが地道に活動する一方で、地域づくりにかかわる意思決定は、そのような女性たちの意見を反映することなく進められてきた。この現状が、地域活性化や災害の復興に向けて、女性たちの地域への貢献度がますます高まるなか、さらに大きな矛盾を孕む状況となっている。

#### 4 山口県の事例

本節では、早くから女性に特化した支援を行っている山口県の取組みを事例として考察する。同県における農山漁村女性支援は、男女共同参画基本法施行前の1995年に担当室の設置や中長期ビジョンの策定を行っており、農山漁村女性の地域向上や社会参画を趣旨とし、国や県の男女共同参画推進にかかわる計画や条例等の理念にもとづいた施策が行われている。男女共同参画の推進の視点から、その特色として、①庁内外の連携による推進体制の充実、②漁業分野も含めた具体的な指標の設定、③個々の女性の活動をきめ細かく支える仕組みの3点を挙げるができる。以下、これら3点にそって見ていく。さらに、同県で株式会社を立ち上げた1人の女性の事例を示す。

### 庁内外の連携による推進体制の充実

同県では、1995年に、農林部内に「農村女性・むらおこし推進室」を設置し、同年8月に、山口県農山漁村女性連携会議（以下、連携会議）の提言を受け、農林水産業・農山漁村で働き暮らす女性の行動指針となる「山口県農山漁村女性に関する中長期ビジョン」を策定、農山漁村女性の地位向上や女性の社会参画に積極的に取り組んできた。2006年4月には、農林部と水産部が統合され、農林水産部となったことから、農山漁村女性の地位の向上及び能力発揮等に関する施策の総合調整を図り、農山漁村女性対策を強力に推進するため、農林水産部内に「農山漁村・女性対策推進室」を設置した。

連携会議は、1988年に、「農山漁村女性の社会参加の促進と地位の向上を図るため、女性の役割開発に必要な知識、技術に関する学習会の助長及び農林漁業に従事する女性団体の相互連携を図る」ことを目的に設置された。中長期ビジョンの策定にあたっては、連携会議において実態調査の実施や検討会を開催し、策定後の啓発・推進のための活動を行っている。加入団体は以下の10団体である。

#### 山口県農山漁村女性連携会議 構成団体

県 JA 女性組織協議会 県漁業協同組合女性部 県生活改善実行グループ連絡協議会 県農家生活改善士会 県漁村生活改善士会 県林業研究グループ連絡協議会女性部会 やまぐち女性畜産連合会 県酪農青年女性会議 やまぐち女性農業委員の会 やまぐち農山漁村女性起業ネットワーク
--

さらに、2007年度以降は、「女性が輝く農林水産業づくり推進事業」にお

いて県内の体制を整え、中長期ビジョンの実現の加速化を図っている。本事業では、県内農林事務所全8地区ごとに農山漁村男女共同参画推進会議等を開催し、地域の実情に応じたビジョン達成に向けた実践計画を作成、また農山漁村女性のつどい等啓発イベントを開催している。

同県では、「山口県男女共同参画推進条例」(2000年10月施行)に基づき、現在「第4次山口県男女共同参画基本計画」(2016年3月策定)に則って男女共同参画にかかわる施策が進められている。また、この計画の一部は、「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画として位置づけられている。男女共同参画推進のための横断的な庁内連携の体制としては、本部長を知事、本部員を部局長とし、幹事会のもとに関係課が置かれた「男女共同参画推進本部」が、1995年に設置されている。2014年度には、この庁内横断組織の中に「女性活躍推進プロジェクト・チーム」を設置した。これらの他に、2000年度から開始された体制として、「男女共同参画推進マトリックス組織」があるのが特徴的である。男女共同参画推進に特に関係する部局担当課の主査あるいは課長補佐が、男女共同参画課に兼務または併任職員として配属されるが、農林水産政策課も担当班長が兼務となっている。兼務または併任職員は、男女共同参画審議会にオブザーバーとして参加する他、基本計画推進のための会議の出席や男女共同参画フォーラム開催の際の運営メンバーとしての職務等がある。

### 農業・漁業それぞれの具体的な指標の設定

施策の推進にあたっては、行動指針として中長期ビジョンを策定して明文化することによって、農山漁村女性の目指す姿の共有を図っている。現在は、1995策定の中長期ビジョン、2006年策定の第2次に続く、第3次(2016～2025年度の10年間)の期間にあたる。この第3次中長期ビジョンでは、目指そうとする方向として、①意識を「行動」や「かたち」にして、更なる能力発揮を進めよう、②女性も経営に参画し、魅力ある農林水産業をつくっていかう、③むらとまちが支え合い持続可能なむらの暮らしをつくっていかう、

④女性の活動を支える体制づくりを進めていこうの4点を挙げ、それぞれに具体的な「アクションシナリオ」を示している。

また、具体的な数値目標を農業と漁業それぞれに「農山漁村男女のパートナーシップ指標」として示している。例えば、家族経営協定については、農家だけでなく漁家についても締結を推進し、目標値を定めている（2020年目標文書締結数：農家500件、漁家80件。2015年3月31日現在、農家330件、漁家54件）。他に、地域の活動を中心的に行う女性リーダーとして知事が認定する「農家生活改善士」及び「漁村生活改善士」の認定者数について、農家の認定者数168人、漁村の認定者数28人を2020年の目標値としている（2015年度農家143人、漁村26人）。一方、「漁業協同組合女性役員数」の目標値は2人と設定され、表1を参照すると達成されているが、男女格差の是正の点からすると、課題が残る。

#### 個々の女性の活動をきめ細かく支える仕組み

先に述べたような庁内外の推進体制や目標や指標の「見える化」による共有を基盤としながら、個々の農山漁村女性の活動を支えるための工夫もきめ細くなされている。県内には、県の出先機関として農林事務所が8つ、水産振興局・水産事務所が4つあり、農山漁村・女性対策推進室は、これら地域の拠点の県職員と連携しながら、様々な情報提供や技術的な助言等、日々の支援を行っている。

「やまぐち農山漁村女性起業統一ブランド」の認定は、加工品生産・販売を支援する仕組みの1つである。県内の農山漁村女性起業家が、県内産の農林水産資源を原料として加工し、一定の基準を満たしていると認められた商品をブランド認定品とし、統一したブランドシンボルマーク（愛称：やまみちゃん）を貼付して販売する。2004年度に初めて37商品を認定して以来、毎年ブランド認定審査会を開催し、2017年4月現在のブランド認定品は312商品にのぼる。

ブランドの認定を受けるには、先述の連携会議の構成団体の1つである「や

まぐち農山漁村女性起業ネットワーク」への加入を条件の1つとしている。このネットワークは、2004年に、県内の農山漁村女性起業が個々の活動の枠を超えて広域的に連携し、課題を解決していくことを目的として発足したもので、「やまみちゃん」ブランドの運営・管理も行っている。これらの支援によって、農林水産資源を活用して起業したい女性たちは、細かな助言も受けられるブランド認定審査会を目指して商品開発を行い、女性起業家・起業グループ同士のネットワークに参加することができる仕組みになっている。

この他、「農家生活改善士」及び「漁村生活改善士」の認定を行い、さらなる資質向上を目指し、研修会等も実施している。農家生活改善士は1987年に、漁村生活改善士は1990年に発足した知事認定の制度であり、先に示したように、それぞれに中長期ビジョンにおける目標値設定の項目となっている。「県漁村生活改善士会」「県農家生活改善士会」は、連携会議の構成団体であり、女性リーダーのネットワーク形成も支援している。

### 女性たちで株式会社を設立し、 地元の魚と野菜を使った食堂を経営する事例

以上のような県の取組みによる支援を受けて起業し、地域の女性たちのエンパワーメントをめざすとともに、地域活性化にも寄与している女性の事例を示す<sup>12)</sup>。

萩市に住む一本釣り漁業を営む漁家の吉村栄子さんは、山口県漁業協同組合女性部部长、山口県漁業協同組合理事、全国漁協女性部連絡協議会会長理事等を歴任している。通信関連企業に定年まで勤め、退職してから本格的に女性部の活動に取組むようになった。地元の漁協支店の女性部では、古くから、高齢者を招いて「いきいきサロン」を月1回開催して、地元の魚や野菜を使った昼食会を行うなどしていた。買い物に行くのが大変だという高齢者の声や、食べられるのに廃棄するような雑魚等の活用を考えて活動を発展させ、2006年に女性部員から出資者を募り、「三見シーマザーズ」を結成した。

2010年には「株式会社三見シーマザーズ」を発足させ代表となり、現在は、15名の同地区の農家の女性を雇用し、地元の道の駅で食堂を経営、また、女性部員13名で漁協支店の加工場で弁当、惣菜を製造し、販売している。活動の各段階で、水産事務所や農山漁村・女性対策推進室の職員に相談し、助言を受けているが、吉村さんは、補助金等の情報がいち早く県から入ってくるのが非常に役に立ったと話している。先述した「やまぐち農山漁村女性起業ネットワーク」にも参加し、7品目のブランド認定を受けている。添加物をほとんど使わない地元の魚と野菜を使った料理は好評で、地域の女性の雇用の創出や、道の駅の客数の大幅な増加、地産地消の推進等、地域の活性化にも大きく貢献している。

企業で働いていた頃の吉村さんのキャリア形成に大きな影響を与えたのは、40歳代の時に参加した企業内の女性グループの学習会や地域活動だった。この活動や国連婦人の10年の頃の社会的な動きを通して、仕事にやりがいを感じながらも抱いていた男女格差の違和感が、ジェンダーの問題であることを認識した。1997年に退職し、地域活動にかかわるようになってからも、地域の女性の地位向上へのこだわりを持ち続け、5年後に漁協の地区女性部部長になった際には、当時約200名いた会員に活動が十分に周知・浸透されていないと感じ、新たな活動や組織体制づくりを行った。地区の女性部便りを年4回発行したこと、また女性部の組織を学習や福祉、環境等に分けて部員の活動を担当ごとにしたことで、活動が活性化したと吉村さんは語っている。また、県漁協の女性部長として、女性部の会計を漁協本部に任せきりにせず、女性たちで管理することを各地区に呼びかけた。

先に示したような県の取組みは、漁村女性支援の先進であるが、それでも漁協の意思決定過程への参画は進んでいない。吉村さんは、男性のみで漁協や地域の意思決定を行う漁村の「男性社会」になんとか食い込もうと奮闘してきた様子を、以下のように語っている。

男性って時化の時にはお酒飲むでしょ集まって。その時ぱっと、部長今飲みよるでっていう電話かかったらもう一升瓶下げて、そういう仲間づ

くりは努力しました。…だからお酒はいつでも持って出られるように用意しとって。電話かかったらすぐに。もうどんなことがあっても、声がかかったらその男性の仲間に入るようにしてます、こちらから。向こうから声かけるっていうことは絶対にはないですから、私のほうから。そうしてるうちに、男性とも道であったりしたら話ができるようになって。…まあカラオケまでつきあったりして。そこでいろいろコミュニケーションを、へんなコミュニケーションの取り方ですけど、漁師っていうのはそんなんですよ。この語りからは、先の盛合（2013）の記述と合わせ、漁村において、女性リーダー個人の方では解決し難い性別役割分担意識の壁があることをうかがうことができる。一方、県漁協組合理事に就任後、吉村さんは理事会等で各支店への女性登用を働きかけ、その結果として運営委員会に女性が参画する支店が増加するなど、少しずつ現状は変わりつつある。

## 5 山口県の事例に見る行政の役割と支援の課題

ここでは、前節で見てきた事例を通して、地方公共団体や男女共同参画推進拠点等の公共機関が担うべき役割と女性支援の課題について、男女共同参画の視点から整理する。

山口県の事例は、早期から庁内外の体制やビジョンが、男女共同参画推進の施策の一環としてしっかりと位置づけられていることが、充実した取組みの基盤となっている。庁内では、農村漁村に特化した女性支援の担当課が、男女共同参画推進や女性活躍推進の横断的な庁内組織とつながりつつ施策が進められている。地域においては、女性起業家や農家・漁家の女性リーダーらのそれぞれのネットワークを連携会議がつなぎ、研修や交流等の機会を提供する仕組みがつくられている。日常的な活動の支援としては、農山漁村・女性対策推進室と県の出先機関が密に連携を図り、個々の女性のエンパワーメントに向け、ニーズに合わせた助言や情報提供を行う。このように人や組織をつなぎ、ネットワークを有機的に機能させていくことは、行政の重要な



役割の1つであろう。

漁村のような伝統的な性別役割分担意識が根強く残る地域においては、家庭内の性別役割分担意識が女性の活動の抑制要因として大きく影響し得る(小泉・山下2011)。また、地域に浸透する性別による役割分担意識も、男女格差を強固に維持し、格差を許容する範囲に活動を制限することにつながっていると考えられる。公共機関等の支援者は、女性たちが活動を始めるまで、また活動の継続にあたって、家庭や地域での性別役割分担意識が障壁となっていないか、丁寧に見極めて支援する必要がある。これらをきちんと認識し、解消する手立てを打つことは、女性のエンパワーメント支援には欠かせないことである。

本稿で見てきたように、漁業分野においては、地域づくりへの女性の貢献度が高いにもかかわらず、地域の意思決定過程への女性の参画がなされていない。つまり、女性たちが地域の諸課題に向き合って成果を出し、また地方創生や地域活性化の「手段」として女性の活躍が推進される反面、男女格差の是正という点においては取組みが消極的で不明瞭な状況にある。行政は、各組織の自主性や裁量に委ねても進まない状況を、主導して変えていく役割を担う必要があるだろう。

かつて他県のある漁村において、新鮮な魚を使って女性たちがつくる料理が評判となっている食堂の事例をヒアリングさせていただく機会があった。女性が活躍し、地域活性化につながった事例として新聞等のマスコミでも取り上げられ、評価されているものであった。確かに、女性の活躍(地元で女性の雇用が創出されていること、店長が女性であること、女性従業員がいきいきと働いていること等において)の観点からすると、好事例ではある。しかし、経営主は漁協であり、店長は漁協の女性職員が配属されて着任しているもので、経営上の重要事項の意思決定権は、経営主である漁協の役員にあることが気になった。何よりも危惧の念を抱いたのは、この地域の漁村女性支援を担当している行政職員も、この「女性が活躍している」取組みが、女性の意思決定過程への参画という点では課題があるということを確認してい

ないと思われることであった。山口県の事例のような庁内を横断した連携体制を築き、地域における男女共同参画を進めていくことは、行政の職員自身にとっても、男女共同参画の視点を養う機会となるはずである。

## 6 まとめと今後の課題

本稿では、近年、経済政策を主な目的として女性活躍推進の施策が強力に進められる状況において、これらの動きと合わせて男女共同参画を推進する方向性について検討した。具体的な分野としては、女性の活動による6次産業化等への貢献が、地域活性化に向けた重要な施策となっていること、また、過疎化や高齢化が顕著な地域が多く含まれることから農林水産分野に焦点をあてた。なかでも、固定的な性別分担意識が強く残り、政策・方針過程への女性の参画が進んでいない漁業分野の事例を取り上げた。

前半では、女性活躍推進と男女共同参画の施策について、目標が異なることから、男女共同参画を推進する担当者は両者の視点の違いに留意する必要があることを確認した。男女共同参画を推進するには、個々の女性のエンパワーメント、すなわち男女共同参画基本計画でいうところの「『個』の主体性の確保」のための支援を基礎とすること、また、女性の意思決定過程への参画を行政等の公共機関が主導するなど、積極的に進める必要があることが示された。行政から漁協役員等への働きかけやポジティブ・アクションの推進が、どうしても必要である。

国の施策としての女性活躍推進が経済成長の手段であるとしても、山口県における漁村女性に対する支援の取組では、その施策を活かして地域活性化と男女共同参画を並行して進めることの可能性が示唆された。今後の課題として、農業分野と比べても課題の可視化や研究が進んでいない漁業分野において、特に意思決定過程への参画の課題にさらに焦点をあてていく必要性を挙げておきたい。

\*本稿のもととなった山口県の調査にあたっては、山口県農林水産部農林水産政策課農山漁村・女性対策推進室及び山口県萩水産事務所の職員の方々、そして吉村栄子さんにご協力いただきましたことを心より感謝申し上げます。

## 注

- 1) 男女共同参画を担当している部局が、業務の一部として女性活躍推進にかかわる業務を担う場合が多いようであるが、事業を行うにあたり改組し、男女共同参画担当部局とは別に女性活躍推進の部局を立ち上げている場合や、立ち上げた女性活躍推進担当部局の中に男女共同参画推進を業務の1つとして位置づけている地方公共団体もある。
- 2) この調査研究では、地方公共団体の男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターを対象に、情報収集を主な目的とした記述式のアンケート調査を実施し、あわせて、それらの記述から分野や地域等を考慮して好事例を選定した上で、ヒアリング調査を行った。研究成果を踏まえ、地方公共団体の男女共同参画や女性活躍推進の担当部局や男女共同参画センターの職員を主な読み手として想定したガイドブックを作成し、2016年度には事例を深掘りして全体的に加筆修正した書籍を作成した。
- 3) すべての女性が輝く社会づくり本部「『すべての女性が輝く社会づくり本部』について」首相官邸ホームページ[http://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant\\_women/pdf/20141010package.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant_women/pdf/20141010package.pdf)
- 4) 第4次の基本計画では、「『個』としての主体性の確保」という表現は使われていないが、同じ説明は記されている。
- 5) 全国漁協女性部連絡協議会ホームページ<http://www.zengyoren.or.jp/zengyofuren/index.html>
- 6) 都道府県段階漁協女性部（都道府県漁協女性連）は36組織（内陸8県、京都府、大阪府、休会の島根県を除く）、全国組織として1959年に設立された全国漁協女性部連絡協議会がある。

## I 女性活躍と地方創生

- 7) 「農村女性による起業活動実態調査」は農林水産省経営局就農・女性課によって2年毎に実施され、女性起業数や法人形態、年齢層、売上金額、活動内容等の実態把握がされているが、漁業女性の起業活動についての公的な全国規模の実態調査は実施されていない。
- 8) 農林水産省「2013年漁業センサス」報告書「用語等の解説」参照。
- 9) 農林水産省「2013年漁業センサス」によると、漁業就業者180,985人のうち、女性は23,868人(13.19%)、男性は157,117人(86.81%)であった。なお、陸上作業者は、漁業就業者とは別の区分けで「海面漁業の陸上作業最盛期の陸上作業従事者数」として把握されており、同年に女性は97,268人(38.41%)、男性は155,993人(61.59%)であった。
- 10) なお、経年変化を見ると、微増の傾向にある(女性役員数 1980年度10名→1990年度22人→2000年43人→2010年度38人→2013年度44人)。
- 11) 滋賀県以外の内陸県7県が対象外。
- 12) 吉村さんへのインタビューは、2016年10月及び2017年3月に行った。肩書は当時。

## 参考文献

- 藤田昌子 2016 「漁協女性部による地域生活課題のマネジメントと漁村活性化 —愛媛県南予地域を事例として—」『生活経営学研究』No.51 pp.35-43
- 橋本ヒロ子 2016 「国連安保理決議1325及び関連決議を実施するための国別行動計画(1325NAP)と女性活躍推進政策」『国際ジェンダー学会誌』Vol.14 pp.53-71
- 飯島絵理 2017 「『女性の活躍推進』と『男女共同参画の視点』——自治体および男女共同参画センターの調査をもとにした考察」国立女性教育会館編『NWEC実践研究』第7号 pp.149-164
- 女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議 2012 『『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働く「なでしこ」大作戦～』  
[http://www.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/k\\_22/pdf/SA.pdf](http://www.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/k_22/pdf/SA.pdf)

- 鹿嶋敬 2017『男女平等は進化したか——男女共同基本計画の策定、施策の監視から』新曜社
- 小泉聡美・山下成治 2011「漁協女性部の活動が部員に及ぼす効果の分析—北海道漁協女性部員に対する意識調査を事例に—」『農村計画学会誌』Vol.30 No.3 pp.443-449
- 国立女性教育会館編 2016『地域における女性の活躍推進 実践ガイドブック——地方公共団体や男女共同参画センターの新たな連携と役割』
- 国立女性教育会館編 2017『地域連携による女性活躍推進の実践——持続可能な地域づくりに活かす行政と民間のつながり』悠光堂
- 黒岩容子 2016「女性活躍推進法の意義および課題」『季刊労働法』253号（2016年夏季）pp.83-92
- 皆川満寿美 2016「女性活躍推進法の成立—『成長戦略』から『ポジティブ・アクション』へ」『国際ジェンダー学会誌』Vol.14 pp.8-27
- 盛合敏子 2013「漁業：『結』を通じた漁業の復興」萩原久美子・皆川満寿美・大沢真理『復興を取り戻す—発信する東北の女たち』岩波書店 pp.68-77
- 中道仁美 2008a「漁業の現状と女性の地位」中道仁美編『女性からみる日本の漁業と漁村』農林統計出版 pp.1-15
- 2008b「女性の起業の直売活動と社会的展開—沖縄の刺身店の事例から—」中道仁美編 前掲書 pp.131-158
- 副島久実 2008「陸上作業の再評価と女性の漁協正組員化—地域づくりのプロセスへ—」中道仁美編前掲書 pp.51-74
- すべての女性が輝く社会づくり本部 2015『女性活躍加速のための重点方針 2015』[http://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant\\_women/pdf/20150626honbun.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant_women/pdf/20150626honbun.pdf)
- 2016『女性活躍促進のための重点方針 2016』[http://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant\\_women/pdf/20160520honbun.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant_women/pdf/20160520honbun.pdf)
- 2017『女性活躍促進のための重点方針 2017』[http://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant\\_women/pdf/20170606honbun.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant_women/pdf/20170606honbun.pdf)

I 女性活躍と地方創生

田口さつき 2017「活動からたどる漁協女性部の歩み—海はひとつ 女性部の心はひとつ—」農林中金創業研究所『農林金融』2017.5. pp.22-33

全国漁協女性部連絡協議会 2017「2017（第59）年度通常総会資料」

（いいじま・えり 国立女性教育会館研究国際室研究員）